

一宮市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

一宮市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和7年12月16日

一宮市教育委員会
教育長 高橋信哉

提案理由

一宮市教育委員会会議傍聴規則の条文の整備を行うため本案を提出します。

令和7年 月 日

一宮市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会会議傍聴規則(平成23年一宮市教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市教育委員会会議規則(昭和31年一宮市教委規則第3号)第19条第2項の規定に基づき、 <u>一宮市教育委員会の会議</u> (以下「会議」という。)の傍聴(以下「傍聴」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市教育委員会会議規則(昭和31年一宮市教委規則第3号)第19条第2項の規定に基づき、 <u>傍聴に関し</u> <u>必要な事項</u> を定めるものとする。
(傍聴の手続) 第2条 略 2 傍聴の受付の開始時刻は、開会時刻の30分前_____とする。 (傍聴をすることができない者) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。 (1) 略 (2) <u>会議の妨害になると認められる器物を携帯している者</u> (3) 略 (傍聴人の遵守事項) 第5条 傍聴人は、次の <u>ことをしてはならない</u> 。 (1) <u>みだりに傍聴席を離れる</u> こと。 (2) <u>帽子をかぶること。</u> (3) <u>飲食又は喫煙をする</u> こと。 (4) 委員その他会議の出席者の言論に対し、批評を加え、又は可否を表明するこ	(傍聴の手続) 第2条 略 2 傍聴の受付_____は、開会時刻の30分前 <u>から開会時刻まで行うもの</u> とする。 (傍聴をすることができない者) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>凶器その他危険な物を持っている者</u> (3) 略 (傍聴人の遵守事項) 第5条 傍聴人は、次の <u>事項を守らなければならぬ</u> 。 (1) <u>みだりに傍聴席を離れないこと。</u> (2) <u>静粛にすること。</u> (3) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (4) <u>携帯電話その他音の発生する情報通信機器の電源を切り、又は音が発生しないように設定すること。</u> (5) 委員その他会議の出席者の言論に対し、批評を加え、又は可否を表明するこ

と_____。	と <u>をしないこと。</u>
(5) 略	(6) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部改正について

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和7年12月16日

一宮市教育委員会
教育長 高橋信哉

提案理由

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の条文の整備を行うため本案を提出します。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の教育、文化及びスポーツ等の向上又は振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。

- (1) 国、愛知県若しくは一宮市が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、愛知県又は一宮市が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

(申請)

第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(許可等)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあっては、教育部長（その相当職を含む。）。次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第

- 1 項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。
- 2 主管課長は、教育長の決裁又は教育委員会の審議の結果、適當と認めたときは後援名義使用許可通知書（様式2）により、不適當と認めたときは後援名義使用不許可通知書（様式第3）により、それぞれ申請者に対して通知する。
- 3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により許可を行うときは、必要な条件を付すことができる。
- 4 第1項の規定により決裁した事業については、教育委員会に報告しなければならない。

（変更）

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「被決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の変更の内容が、第2条各項の許可基準等に関連する場合は、主管課長は改めて審査をしなければならない。

（個人情報の取扱い）

第6条 被決定者は、当該事業実施にあたり取得した個人情報を他に漏らし、又は営利・非営利を問わず、当該事業以外で使用してはならない。当該事業が終了した後も、同様とする。

（安全配慮等）

第7条 被決定者は、当該事業実施にあたり参加者の安全に配慮しなければならない。また、参加者が怪我をしたときは、その状況に応じて適切な措置を講じなければならない。

（許可の取消し）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、被決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 被決定者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) 第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が被決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適當であると認めるとき。

（報告）

第9条 被決定者は、後援された事業を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施（中止）報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

付 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の規定は、この基準の施行の日以後に使用許可の申請がなされるものについて適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準 新旧対照表

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この基準は、市民の教育、 <u>芸術文化、スポーツ等の</u> 振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関する必要な事項を定める。	第1条 この基準は、市民の教育、 <u>文化及びスポーツ等の向上又は振興を図</u> る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手續等に関する必要な事項を定める。
(許可基準)	(許可基準)
第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。	第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。
(1) <u>国又は地方公共団体</u> が主催し、又は後援する事業	(1) <u>国、愛知県若しくは一宮市</u> が主催し、又は後援する事業
(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
ア～イ (略)	ア～イ (略)
ウ <u>国、地方公共団体</u> が補助等をしている団体	ウ <u>国、愛知県又は一宮市</u> が補助等をしている団体
(6) ~ (7) (略)	(6) ~ (7) (略)
2 (略)	2 (略)
(申請)	(申請)
第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1） _____を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(承認と通知)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあっては、教育部部長（その相当職を含む。）次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。

2 (略)

3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により承認を行うときは、必要な条件を付すことができる。

(新設)

(変更)

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「後援決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(許可等)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあっては、教育部長（その相当職を含む。）次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。

2 (略)

3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により許可を行うときは、必要な条件を付すことができる。

4 第1項の規定により決裁した事業については、教育委員会に報告しなければならない。

(変更)

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「被決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(個人情報の取扱い)

第6条 被決定者は、当該事業実施にあたり取得した個人情報を他に漏らし、又は営利・非営利を問わず、当該事業以外で使用してはならない。当該事業が終了した後も、同様とする。

(安全配慮等)

第7条 被決定者は、当該事業実施にあたり参加者の安全に配慮しなければならない。また、参加者が怪我をしたときは、その状況に応じて適切な措置を講じなければならない。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 後援決定者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) ~ (3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が後援決定者に後援名義の使用をそのまま認めることができると認めるとき。

(報告)

第7条 後援決定者は、後援された行事を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施（中止）報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

(新設)

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、被決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 被決定者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) ~ (3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が被決定者に後援名義の使用をそのまま認めることができると認めるとき。

(報告)

第9条 被決定者は、後援された事業を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施（中止）報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の規定は、この基準の施行の日以後に使用許可の申請がなされるものについて適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

第41号議案

2026年度一宮市における「県民の日学校ホリデー」実施日について

2026年度一宮市における「県民の日学校ホリデー」実施日について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和7年12月16日

一宮市教育委員会
教育長 高橋信哉

提案理由

2026年度一宮市における「県民の日学校ホリデー」実施日を決定するため、本案を提出します。

別紙案

2026年度一宮市における「県民の日学校ホリデー」

実施日 11月27日（金）

○一宮市学校管理規則

（休業日）

第1条の3 政令第29条第1項の規定に基づき教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた日については、授業日とすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日（4月1日から入学式の前日までの期間をいう。）
- (4) 夏季休業日（7月21日から8月31日までの期間をいう。）
- (5) 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日までの期間をいう。）
- (6) 学年末休業日（3月25日から同月31日までの期間をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める日

（平12教委規則4・追加、平14教委規則1・平17教委規則14・令2教委規則6・一部改正）